



## 加入申込書記入方法

### STEP 1

①この申込書を記入された年月日をご記入ください。※ご利用の開始日につきましては、弊社の事務手続き上で可能な範囲の最速の日で設定させていただきます。

②お客様の回線申込み情報をご記入ください。  
 ※東日本エリアにお住まいのお客さまは、NTT東日本よりフレッツ開通時に送られてくる「開通のご案内」シートを参考に、お客さまIDをご記入ください。  
 (Bフレッツをご利用のお客さまはCOPから始まる数字8桁、フレッツ・ADSLをご利用のお客さまはCAD+数字8桁、フレッツ光 ネットをご利用のお客さまはCAF+数字10桁)  
 ※西日本エリアにお住まいのお客さまは、NTT西日本よりフレッツ開通時に送られてくる「お申込内容のご案内」シートを参考に、Sub No. をご記入ください。  
 (Bフレッツまたはフレッツ・ADSLご利用のお客さまはS+数字10桁、フレッツ光 ネットをご利用のお客さまはCAF+数字10桁)  
 ※OCNの「お客さま番号」とは異なりますので、ご注意ください。

### STEP 2

③お名前は漢字等でご記入ください。法人の場合は法人名をご記入ください。  
 ※法人の場合、送付物が届かない場合がございますので、部課名・担当者名を必ずご記入ください。  
 ※お申込者が未成年の場合は親権者のサインまたは捺印をお願いします。

### STEP 3

④MACアドレスをご記入ください。  
 ※MACアドレスはお客様のご利用方法に応じて登録する必要があります。各メーカーが提供する緊急地震速報 フレッツタイプ対応受信端末をご利用のお客さまは、メーカーの説明書をご覧ください。受信端末のMACアドレスをご記入ください。  
 パソコンでご利用されるお客さまは、緊急地震速報 フレッツタイプ専用受信アプリ「なまずきんDesktop」を下記のサイトよりダウンロードいただき、インストールしていただくことでMACアドレスの表示がされますので、そのMACアドレスをご記入ください。※2008年4月7日よりダウンロード可能となります。  
 URL: <http://506506.ntt.com/internet/jishin/>

### STEP 4

⑤お支払い方法の項目をご記入ください。

- 1)NTT回収代行をチェックしてください。  
 「緊急地震速報 フレッツタイプ」サービスの料金支払についてお客様裏面の「支払方法に関する契約条項」をよくお読みいただき、承諾した上でチェックをしてください。
- 2)ご請求先のお客さま番号をご記入ください。  
 <例>■「01」～「09」から始まるお客さま番号の場合  
 ( 03 ) 0000-0000  
 ■「00」から始まるお客さま番号の場合  
 ( 00 ) 1234-1234
- 3)お支払者について、いずれかにチェックしてください。  
 お支払者がお申込者と異なる場合、必要事項をご記入、ご捺印の上、右記の「重要」を必ずご確認ください。
- 4)お支払者が法人の場合、いずれかにチェックしてください。  
 お支払者が法人でお申込者が異なる場合はチェックをし、責任社印を押し印の場合は必要事項をご記入ください。
- 5)お支払者の日中可能な連絡先をご記入ください。  
 お支払者の日中可能な電話番号をご記入ください。

### 本申込書にご記入いただく個人情報の取扱いについて

本「緊急地震速報 フレッツタイプ加入申込書」(以下「申込書」)にご記入頂いたお客さまの個人情報は、以下の通り取り扱いたします。  
 なお、下記に同意の上個人情報を提供頂けない場合には、本サービスを提供させていただくことができませんので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。  
 弊社はお客さまからご提供いただいた個人情報の保護に関し、以下の取組みを実施しております。

1. 弊社は、個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守し、お客さまの大切な個人情報の保護に万全を尽くします。
2. 弊社は、ご提供いただいた個人情報については、下記の目的の範囲内で適正に取り扱いたします。  
 ・ご本人確認、ご利用料金の請求およびご利用料金・ご利用サービス提供条件の変更、工事日、ご利用サービスの停止・中止・契約解除の通知、並びにその他弊社サービスの提供に係ること  
 ・電話、電子メール、郵送等各種媒体により、弊社のサービスに関する販売推奨・アンケート調査および景品等の送付を行うこと  
 ・弊社のサービスの改善または新たなサービスの開発を行うこと  
 ・お問い合わせ、ご相談にお答えすること  
 ・なお、上記利用目的の他、サービス・アンケート等により個別に利用目的を定める場合があります。
3. 弊社は、ご提供いただいた個人情報を適正に取り扱うため、社内規程および社内管理体制の整備、従業員の教育、並びに、個人情報への不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等防止に関する適切な措置を行い、また、その見直しを継続して行うことにより、個人情報の保護に努めてまいります。
4. 弊社は、ご提供いただいた個人情報については、上記利用目的を達成するため、業務委託先又は提携先に預託する場合がございます。その場合は、個人情報保護の保護が十分に図られている企業を選定し、個人情報保護の契約を締結する等必要かつ適切な処置を実施いたします。なお、法令等に基づき公的機関から開示の要請があった場合には、当該公的機関に提供することがございます。
5. お客さまが、お客さまの個人情報の開示等をご希望される場合には、下記の弊社窓口までご連絡いただければ合理的な範囲で速やかに対応いたします。なお、個人情報の開示等のご要望に対しては、所定の事務取扱手数料を申し受けます。

<個人情報保護に関するお問い合わせ先>  
 NTTコミュニケーションズ 個人情報お問合せ窓口  
 電話番号 0120-506-009 営業時間 9:00～17:00(土日祝日、年末年始は除きます)

弊社は個人情報の取扱いを適切に行う企業としてプライバシーマークの使用を認められた認定事業者です。



料金受取人払郵便

新宿支店  
承認  
1009

差出有効期限  
平成22年  
3月31日まで  
(切手不要)

1 6 3 1 3 4 1

999

(受取人)  
**NTTコミュニケーションズ株式会社**  
**緊急地震速報サービスセンター 行**

東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー

# 緊急地震速報 フレッツタイプ 加入申込書

2枚目

私は別紙の「重要事項 必ずお読みください」に同意し、NTTコミュニケーションズが定める「緊急地震速報 フレッツタイプ」サービス利用規約に基づき、本書の内容により申し込みます。※申込書記入例を必ずご確認のうえ、楷書ではっきりとご記入ください。

申込年月日 2 0 年 月 日

②NTT東日本またはNTT西日本控え

※表面に記載された方法を参考に封筒を組み立ていただき、申込書の2枚目を作成した封筒に入れて投函してください

STEP1 お客さま回線情報をご記入ください

Blank area for Step 1 information.

STEP2 お客さま情報をご記入ください ※1 フレッツ・ADSL(東日本)については、別途「フレッツ・ドットネット」の契約が必要となります。※2 Bフレッツ(西日本)フレッツ・ADSL(西日本)については別途「フレッツ・v6アプリ」の契約が必要となります。

ご利用者名 <small>(法人:会社名及び代表者)</small>	フリガナ			お申込者印 (または) サイン
	申込者 法人の場合は右欄にも記入	(部署)	(役職)	
「緊急地震速報 フレッツタイプ 開通のご案内」 送付先住所	〒 [ ][ ] - [ ][ ][ ][ ]	都道 府県	市区 郡	区町 村  番地、ビル・マンション名、部屋番号等までご記入ください
ご連絡先	フレッツご利用場所にある 電話番号(固定電話番号) ( )	—	日中連絡用番号 (携帯電話等) ( )	—
メールアドレス	@			

STEP3 MACアドレスをご記入ください

Blank area for Step 3 information.

STEP4 お支払方法をご記入ください

NTT回収代行(NTT東日本またはNTT西日本の電話料金等請求書によるお支払)  
「緊急地震速報 フレッツタイプ」サービスの料金支払についてお客様控裏面の「支払方法に関する契約条項」を承諾し、以下のご請求先お客様番号の電話料金等請求書による支払い方法とすることを申し込みます。

ご請求先お客様番号 (電話番号等) ( ) — NTT東日本、西日本の電話料金請求書に記載されている「お客様番号(電話番号等)」をご記入ください。

お支払者について

お支払者について、該当するいずれかにチェックして必要事項をご記入ください。

電話料金の支払者がお申込者と同じ場合(下記欄への記入は不要です)

電話料金の支払者がお申込者と異なる場合(下記欄へ必ずご記入ください。)

私がお申込者がNTTコミュニケーションズから提供された商品・サービス等の支払について、電話料金等の支払が私名義の口座からの振替による場合は、電話料金等とサービス料金を合わせて該当口座から引き落とされること、それ以外の場合は電話料金等とサービス料金を併せた本件請求書の名義人になること等のお客様控裏面記載の条項を承諾し、お申込者に同意します。

ふりがな

お支払者氏名 ※口座名義人または請求書名義人を記入

【重要】お支払者が法人の場合下記項目に必ずチェックしてください

社印を押印 社印を押印された場合は責任者名、役職名を記入する必要はありません。

責任者の印を押印 責任者の印を押印された場合は、必ず責任者、役職名をご記入ください。

責任者名 役職名

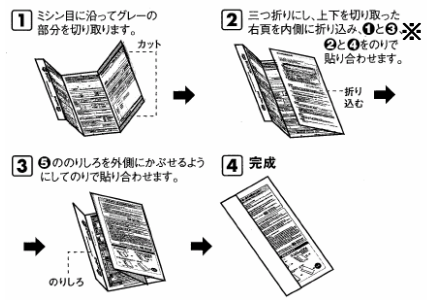
お支払者連絡先  
電話番号 ( ) —  
日中連絡用番号(携帯電話等)

販売会社名 (または事業者コード) 1167 商品・サービス名 (または商品コード) 8815

必ず記入

Blank area for Step 4 information.

## 申込書1枚目の封筒の組み立て方



※注意  
①と③の、のり付けは申込書2枚目を入れてから行います。

## 申込書2枚目の封筒への入れ方

- 1) 「やま折り①」の折れ線に沿って、やま折りにします。
- 2) 「やま折り②」の折れ線に沿って、やま折りにします。このとき4つ折りされた状態になります。
- 3) 「やま折り③」の折れ線に沿って、やま折りにします。
- 4) 組み立てた封筒に、申込書2枚目を入れてから、のり付けをして完成です。

やま折り①

やま折り②

やま折り③

やま折り③

やま折り③

## 重要事項 必ずお読みください。

お申し込みの前に下記内容についてご確認願います。  
サービス提供者：NTTコミュニケーションズ(株)

### ご提供条件およびご利用上の注意事項

サービス利用規約の要約である本「ご提供条件およびご利用上の注意」をよくご理解いただき同意された上で、お申し込みください。  
ご利用にあたっては、後日送付される「緊急地震速報 フレッツタイプ開通のご案内」を必ずお読みください。

### 緊急地震速報 フレッツタイプについて

本サービスは、NTTコミュニケーションズ株式会社が定める「緊急地震速報 フレッツタイプサービス利用規約」に基づいて提供する、気象庁から財団法人気象業務支援センター経由で発表される緊急地震速報を契約者へ配信するサービスです。お申し込み、ご利用にあたっては「緊急地震速報 フレッツタイプサービス利用規約」を必ずご確認ください。なお、弊社は利用規約を変更する場合があります。この場合は、変更後の利用規約に基づいてサービス提供します。変更があった際には、変更後の利用規約をホームページに掲載します。

#### ■お申し込みについて

- 本サービスをご利用いただくにはIPv6マルチキャスト受信が可能なフレッツ回線をご利用いただいている必要があります。
- ご利用になるパソコンまたは受信端末のMACアドレスの登録が必要となります。

#### ■料金について

- 月額利用料は1ライセンス契約につき525円(税込)です。
- 月額利用料は毎月1日から月末までの料金とし、月途中での契約についても日割計算されず525円(税込)がかかります。
- 利用開始日の属する月の月額利用料は無料となります。
- 廃止は月末廃止となり廃止申込月は日割計算されません。

#### ■ご利用について

- ご利用にはパソコンまたは受信端末が必要です。

#### ■責任の制限及び免責について

- 当社は、本サービスの全部または一部を終了することがあります。本サービスの全部または一部を終了するにあたり、当社は契約者に対し、その旨を通知します。なお、当社の事情により、緊急やむを得ない場合は、契約者に通知することなく、本サービスの全部または一部を終了する場合があります。本サービスの提供の終了により生じた損害に対し、一切責任を負わないものとします。
- 当社は、契約者が「緊急地震速報 フレッツタイプ」サービス利用規約の規定に違反したとき、その他、法令に違反したとき、本サービスに関する当社の業務遂行または当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたと当社が判断したときには本サービスの利用を停止することがあります。
- 本サービスを利用するためのソフトウェアのダウンロード及び設定、受信端末を契約者自身で準備するものとします。また、当社は当該ソフトウェア及び受信端末に関して、一切責任を負いません。
- 本サービスを利用するためのソフトウェアおよび受信端末は、弊社が提供するものではありません。地震の到達時間と震度の演算はソフトウェアおよび受信端末の提供各社で実施し、弊社が実施するものではありません。
- 本サービスは個々の通信においてデータが到達したかどうかの確認は行いません。したがってデータが到達することを保証するものではありません。
- 本サービスの品質、正確性(地震発生時に必ず情報が伝達されること、情報の伝達が地震の到達の前に必ず間に合うこと、誤報、誤差が生じないことを含むがこれらに限らない)について一切保証しません。

- ご利用になる通信回線の品質によって情報の伝達に遅延が発生する場合があります。
- 緊急地震速報は以下のような技術・原理的限界により有効ではない場合があります。
  - ・直下型地震の場合など、速報が主要動の到達に間に合わない、もしくは猶予時間が極端に短い場合
  - ・震度、到達猶予時間などの予測に誤差が生じた場合
  - ・地震以外の要因(事故、落雷など)による誤報

詳細に関しては気象庁のホームページをご確認ください。(http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/index.html#eewgenri)

- 契約者が本サービスの利用により第三者(他の契約者も含みます)に対し損害を与えた場合、契約者は自己の責任でこれを解決することとし、当社は一切責任を負わないこととします。
- 契約者は、本契約で受け取った緊急地震速報が不特定多数の第三者に対して通知されるおそれがある場合、緊急地震速報に関する注意事項の通知に関して、責任を負うものとします。
- 契約者は、機器またはアプリケーションの不具合・設定内容、通信回線の品質・速度、その他事由により、本サービスの品質、正確性が担保されない場合があることを予め同意するものとします。
- 地震その他の災害に伴う混乱、事故、損害については本サービスとは無関係であり、当社はいかなる場合も一切の責任を負わないものとします。

## 「緊急地震速報 フレッツタイプ」サービス利用規約

### 第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 「緊急地震速報 フレッツタイプ」サービス利用規約(以下「本規約」といいます。)、は、エヌ・ティ・エicomunications株式会社(以下「当社」といいます。))が提供する「緊急地震速報 フレッツタイプ」サービス(以下「本サービス」といいます。))の利用について定めます。

2 「緊急地震速報 フレッツタイプ」サービス契約者(以下「契約者」といいます。))は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の関係に適用します。

2 当社が本サービスの円滑な運用を図るために必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関するマニュアル等は、本規約の一部を構成するものとします。

3 本サービスを利用する為のソフトウェア及び自営宅内機器は、当社が提供するものではありません。地震の到達時間と震度の演算はソフトウェア及び自営宅内機器の提供各社で実施し、当社が実施するものではありません。

(本規約の変更)

第3条 当社は本規約を必要に応じて変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の規約によります。

2 当社はこの規約を変更するときは、当社のサイト(以下「本サイト」といいます。))による通知のほか、当社が適切と判断する方法で通知するものとします。

(定義)

第4条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語

用語の意味

・IPv6

IPv4の次期バージョンにあたるインターネットプロトコル

・マルチキャスト

複数のあて先に対して一回データを送信すれば、通信経路上のルータがあて先に応じて自動的にデータを複製してくれるため、情報遅延の問題が低減出来る通信手段。但し、個々の通信においてデータが到達したかどうかの確認は行わない為、データが到達したことを保証する通信ではない。

・電気通信設備

電気通信を行なうための機械、器具、線路その他の電氣的設備

・電気通信サービス

電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること

・緊急地震速報

地震発生時に震源に近い観測点で得られた地震波を使って震源、地震の規模及び各地の震度を秒単位という短時間で測定し、財団法人気象業務支援センター経由で気象庁から発表される情報
但し、以下のような場合、有効でない事がある

1. 直下型地震の場合など、速報が主要動の到達に間に合わない、もしくは猶予時間が極端に短い場合がある

2. 震度、到達猶予時間などの予測に誤差がある

3. 地震以外の要因(事故、落雷など)による誤報のおそれがあるなどの原理的限界も存在する

詳細に関しては、気象庁のホームページを参考
(http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/index.html)

・緊急地震速報配信サービス

緊急地震速報を、次に定める契約者向けに配信する電気通信サービス

(注)本欄に規定する当社が定める契約者は、フレッツ回線に接続ができ、かつマルチキャスト受信が可能な契約を締結している者としてます

・緊急地震速報配信契約

当社から緊急地震速報配信サービスの提供を受けるための契約

・緊急地震速報配信契約者

当社と緊急地震速報配信契約を締結している者

・契約者識別符号

緊急地震速報配信契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、緊急地震速報配信サービス契約に基づいて当社が緊急地震速報配信契約者に割り当てるもの

・自営宅内機器

緊急地震速報配信契約者が設置する緊急地震速報配信サービスに対応した宅内機器

・ライセンス

緊急地震速報サービスを自宅内に受信することのできる権利であって、1の自営宅内機器ごとに提供されるもの

・消費税相当額

消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額(本サービスの終了)

第5条 当社は、本サービスの全部又は一部を終了することがあります。

2 本サービスの全部又は一部を終了するにあたり、当社は契約者に対し、その旨を通知します。

3 なお、当社の事情により、緊急やむを得ない場合は、契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部を終了する場合があります。

4 当社は、前3項の規定による本サービスの提供の終了により生じた損害に対し、一切の責任を負わないものとします。

第2章 本サービスの提供区間等

(サービスの内容等)

第6条 当社は、本サービスにおいて契約者が有する自営宅内機器に対し、IPv6のマルチキャスト技術を用いて緊急地震速報を配信します。

2 マルチキャスト受信が可能なフレッツ回線に対してのみ緊急地震速報の配信を行います。

3 本サービスの特性上、以下の事項が発生する可能性があります。

(1) 情報が、加入者への地震の到達に間に合わないこと。

(2) 誤報や誤差が生じること。

(3) 通信回線の品質によって情報の伝達に遅延がおきること。

第3章 契約

(契約の条件)

第7条 フレッツ回線に接続ができ、かつマルチキャスト受信が可能な契約を締結しているものとします。

2 本サービスは緊急地震速報を受信する為のソフトウェアのダウンロード及び設定、自営宅内機器を契約者自身で準備するものとします。また、当社は当該ソフトウェア及び自営宅内機器に関して、一切責任を負いません。

3 本サービスの申込者は、前2項の条件及び、第4条記載の緊急地震速報の特性及びマルチキャスト通信の特性及び第6条の本サービスの内容等について十分理解するものとします。

(契約の単位)

第8条 当社は、1のフレッツ回線契約につき、1の本サービス契約を締結いたします。

2 1のサービス契約で、複数のライセンスを購入する事が出来ます。

3 ライセンス数に関しては、上限を設ける場合があります。その場合は、契約時に提示するものとします。

(本契約の利用申込)

第9条 本サービス申込者は、本規約に同意し、当社が指定する方法かつ当社が定める手順に従って申込を行うものとします。

(利用申込の承諾)

第10条 当社は本契約の申込みを承諾した場合は、本サービスの提供をもって通知といたします。本契約は、契約者による本サービスの申し込みの際の、本規約の合意をもって成立します。

2 当社は、次の場合には、その利用申込を承諾しないことがあります。

(1) 本契約の申込をした者が、フレッツ回線の契約者と同じの者でないとき。

(2) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(3) 本契約の申込みをした者が、当社の提供する他のサービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) 契約者が、フレッツ回線の利用を停止されている、又は解除を受けたことがあるとき。

(5) 申込にあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

(6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合。

(利用権の譲渡)

第11条 契約者が本契約に基づいて本契約の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(契約者が行う本契約の解除)

第12条 契約者は、いつでも本契約の解除を申し出ることができますが、そのことをあらかじめ当社所定の書面等で契約者本人から通知していただきます。

(当社が行う本契約の解除)

第13条 当社は、第16条(利用停止)の規定により本サービスの利用停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その本契約を解除することができます。

2 前項のほか、この規約の規定に反する行為であって、当社の業務の遂行上又は当社の設備に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為をしたときは、本契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その本契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

4 当社は、前3項の規定による本契約の解除により生じた損害に対し、一切の責任を負わないものとします。

第4章 利用中止等

(非常事態時の利用の制限)

第14条 当社は、天災、地変、その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な事項を内容とする通信、その他の公共の利益のために緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

2 当社は、前項の規定による本サービスの利用の制限により生じた損害に対し、一切の責任を負わないものとします。

(提供中止)

第15条 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することができます。

(1) 当社の設備の保守上又は工事業やむを得ないとき。

(2) 天災、地変、その他の非常事態の発生、もしくは発生する恐れがある場合。

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 当社は、前2項の規定による本サービスの提供の中止により生じた損害に対し、一切の責任を負わないものとします。

(利用停止)

第16条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの利用を停止する事があります。

(1) 第10条(利用申込の承諾)第2項の各号の規定に該当するとき。

(2) 第21条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。

(3) 第23条(禁止事項)の規定に違反したとき。

(4) その他、法令に違反したとき。

(5) 前4号のほか、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたと当社が判断したとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

3 当社は、前2項の規定による本サービスの利用の停止により生じた損害に対し、一切の責任を負わないものとします。

第5章 料金等

(料金及び工事に関する費用)

第17条 本サービスの料金及び工事に関する費用は、本サービスの利用の際に当社が本サイトにおいて契約者にお知らせいたします。

2 契約者は、本サービスの料金を当社が指定する方法で回収することを異議なく承諾して頂きます。

3 消費税相当額を当社の機器により計算することとし、契約者は、当該消費税の支払いを要します。

4 契約者は、本サービスの料金について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(非保証)

第18条 当社は、理由の如何を問わず、本サービスの品質、正確性(地震発生時に必ず情報が伝達されること、情報の伝達が地震の到達の前にも必ず間に合うこと、誤報、誤差が生じないことを含むがこれに限らない)について一切保証しません。

2 契約者は、機器又はソフトウェアの不具合・設定内容、通信回線の品質・速度、その他事由により、本サービスの品質、正確性が担保されない場合があることを予め同意するものとします。

第6章 損害賠償等

(損害賠償)

第19条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をなかつたときは、本サービスが全く利用できない状態(本サービスに著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。))にあることを当社が知った時刻から起算して、48時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。その場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。))について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する月額料金の日割り額(この場合一ヶ月を30日とみなします。))の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

2 当社は、本サービスの利用(誤差、誤報も含め緊急地震速報の発報、あるいはシステム障害、端末故障等)により発報しないこと等を含みます。)により生じる結果又は本規約に従って行った行為の結果について、契約者その他いかなる者に対しても、いかなる責任も負担しないものとします。

3 地震その他の災害に伴う混乱、事故、損害については本サービスとは無関係であり、当社はいかなる場合も一切の責任を負わないものとします。

4 契約者が本サービスの利用により第三者(他の契約者を含みます。))に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

(不可抗力)

第20条 天災、地変、その他当社の責めに帰すべからざる理由により、契約者が直接的あるいは間接的な損害を被つたとしても、その損害に対して当社はいかなる責任も負わないものとします。

第7章 雑則

(利用に係る契約者の義務)

第21条 契約者は、他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で本サービスを利用しないことに同意していただきます。なお、第23条(禁止事項)に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

2 契約者は、当社から割り当てられた契約者識別符号等(契約者識別符号(本サービスを利用するために当社が契約者に付与する英字及び数字の組み合わせ。))及び暗証符号をいいます。))を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。

3 契約者は、本契約で受け取った緊急地震速報が不特定多数の第三者に対して通知されるおそれのある場合、緊急地震速報に関する注意事項の通知に関して、責任を負うものとします。

(知的所有権)

第22条 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の著作物(本契約、インタフェース条件資料、各種ソフトウェア、取扱マニュアル等を含む。))に関する著作権(著作権法第27条及びその第28条の権利を含む)及び著作者人格権(著作権法第18条から第20条の権利をいう)並びにそれに含まれる/ノウハウ等の一切の知的所有権は、当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。

2 契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱うものとします。

(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リソースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。

(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

(4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。

(禁止事項)

第23条 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

(1) 他人の知的財産権(特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等)その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

(2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) (詐欺、業務妨害等の)犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (5) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
- (6) 他人になりすまして本サービスを利用する行為
- (7) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (8) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (9) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態度でリンクをはる行為
- (10) ID、パスワード、その他個人若しくは法人に属する情報をWebサイト若しくは電子メール等を利用する方法により、その情報が属する個人若しくは法人の錯誤等により意図に反して取得する行為又はそのおそれのある行為
- (11) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為
- (12) 本サービスにより得た情報を第三者に再配信する行為

(法令に規定する事項)  
第24条 本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(個人情報の保護)

第25条 当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

(契約者への通知)

第26条 契約者に対する通知は、当社の判断により、以下のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 本サービスを掲載した当社のWebサイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、契約者に対し通知が完了したものとみなします。
- (2) 契約者が契約を締結した際又はその後に、当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、あるいはFAX番号宛にFAXを送信して行います。
- (3) 契約者が利用申込の際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、当該通知が完了したものとみなします。

(紛争の解決)

第27条 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本規約に関する準拠法は、日本国法とします。

3 本規約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

附則(平成20年3月25日 NOST01372号)

この規約は、平成20年3月31日より実施します。

支払方法に関する契約条項

第1条(用語の定義)

本契約における用語の定義は以下のとおりとします。

ご利用者を甲2、お支払者を甲2、両者合わせて甲、販売会社を乙、NTT東日本またはNTT西日本を丙とします。

1. 利用者：乙の提供する情報通信に関連する商品・サービス等の提供を受け、その対価を支払う者をいいます。
2. 支払者：丙の債権である電話料金等が口座振替によって支払われる場合は当該口座の名義人をいい、それ以外の場合は電話料金等の請求書を送付する宛人を行います。支払者が利用者と同じの場合は利用者を指すものとします。
3. 請求先電話番号等：電話料金等の請求書へ記載されるお客さま番号をいう。
4. サービス料金：乙が甲1に提供する表面記載の情報通信に関連する商品・サービスに係る料金をいいます。

5. 本件請求書：丙が毎月定期的に発行する表面記載の請求先電話番号等に係る電話料金等請求書を行います。

6. 回収代行：丙が、乙の事務代行者として甲2に対し、サービス料金を本件請求書記載の電話料金等に併せて請求、受領その他これに付随する業務を行うことをいいます。

7. 売買等契約：乙が甲1に対し表面記載の情報通信に関連する商品・サービスを提供し、甲1がその対価であるサービス料金を乙に支払う契約をいいます。

8. 契約者回線：丙が提供する電話サービス契約者回線または総合デジタル通信サービス契約者回線、IP通信網サービス契約者回線、音声利用IP通信網サービス契約者回線をいいます。ただし、臨時電話、支店代行電話等を除きます。

9. 電話等契約者：丙の電話料金等の請求先電話番号等に係る電話サービス契約者、総合デジタル通信サービス契約者、IP通信網サービス契約者、音声利用IP通信網サービス契約者をいいます。

10. 回収代行期間：丙が乙から本件請求書に併せてサービス料金を請求するための情報を受領したときから、丙が回収代行によりサービス料金を受領したことを乙に通知したとき、第2条第9項により回収代行の取り止めの通知をしたときまでをいいます。

11. 取り止め：丙が乙からの回収代行の申込みを承諾したのについて、その回収代行を行わない取り扱いとすることをいいます。

12. 支払方法に：甲1と乙との間の売買等契約に関するサービス料金の支払方法について、丙の回収代行によることとする合意をいいます。

13. 料金回収代行に：乙と丙とが締結済みの回収代行に関する基本条件を定めた契約書をいいます。

14. 個別契約：料金回収代行に関する基本契約に基づき乙丙間で個別に成立する契約をいいます。

15. 個人情報：特定の個人および法人の識別が可能な利用者情報、支払者情報等で文書、図形、写真、フィルム、電子媒体(磁気ディスク等)等の各種媒体に記録されているか、口頭等により知り得た情報をいいます。

第2条(合意事項)

1. 甲1は、本申込書の記載にあたり甲1と甲2が相違する場合は、甲2の署名・押印を取得したうえで乙に提出します。

2. 甲はサービス料金について、丙が一定期間請求、受領その他これに付随する業務を乙に代わって行うことを異議なく承諾します。

3. 電話料金等のお支払いが口座振替の場合は、甲1は甲2から電話料金等とサービス料金を併せて口座から引き落としされることの承諾を得るものとします。

4. 電話料金等のお支払いがクレジット決済の場合は、甲1と乙の間の売買等契約に基づき乙から丙へ回収代行を依頼した代金について乙から丙を介してクレジットカード会社に債権譲渡されることを異議なく承諾いたします。

5. 甲は、丙が発行する本件請求書におけるサービス料金の表示が、「料金回収代行サービスご利用分」に「〇〇利用料」等として表示されることを異議なく承諾します。なお甲は、乙の「ご利用分」欄がある場合は当該「ご利用分」欄に表示されることを異議なく承諾します。

6. サービス料金の支払期限は、本件請求書に記載した電話料金等の支払期限同日に変更されたものとします。

7. 甲1は甲2から、本件請求書により請求される請求総額について、一括で請求されることの承諾を得るものとします。甲1は、一括での支払いがない場合には、甲2から丙に対し、本件請求書に記載のサービス料金の支払いに異議の意思表示があったものとみなされることを異議なく承諾します。

8. 甲は、表面記載の請求先電話番号等が、丙が指定する契約者回線以外の場合、及びその他本申込書に記載した内容と丙の管理する契約者回線の情報が相違する場合には、本申込みが取消され、乙の別途定める支払方法によりサービス料金を支払うことを異議なく承諾します。

9. 甲1は回収代行の申込みにあたっては、表面記載の請求先電話番号等に係る電話等契約者の了解を得たうえで行うこととします。また、甲は、電話料金等請求書にサービス料金を併せて請求することに当該電話等契約者から異議が唱えられた場合は回収代行が取り止めになることを異議なく承諾します。

10. 甲および乙は、丙が次の各号の一の事由が発生したと認めた場合には回収代行を直ちに取り止め、乙に通知する場合があること、第1号もしくは第2号の場合に回収代行全部の取り止めの申し立てであるときは又は第3号乃至第7号の場合に、なお丙の提供する回収代行を受けたいことを希望する場合には、甲1は別途新たに申込書を提出することを異議なく承諾します。また、甲および乙は、本項の取扱いに起因するトラブルおよび損害等については甲乙間で解決するものとし、丙に一切責任を問わないものとします。

①甲が回収代行によるサービス料金の全部または一部の支払いに異議を申し立てた場合または支払方法に関する合意についての申込みを撤回する旨を丙に申し立てた場合

②表面記載の請求先電話番号等に係る電話等契約者が、回収代行の取り止めに請求した場合

③本申込書の記載事項が、虚偽の内容によるものであることが判明した場合

④表面記載の請求先電話番号等について、回収代行期間の開始時点において、契約者回線の名義の変更、請求先電話番号等の変更または支払者の変更等その理由の如何を問わず申込み内容等と丙が管理する情報が相違することが丙で確認された場合(ただし、請求先電話番号等が変更された場合、変更後の

初回の本件請求書に限って継続する場合があります。)

⑤契約者回線が解除または利用休止となった場合

⑥表面記載の請求先電話番号等について、丙が提供する契約者回線ではないことが丙で確認された場合

⑦売買等契約が解約、その他の事由により終了した場合、または売買等契約若しくは支払方法に関する合意に無効または取り消し等の事由が存在することが明らかになったと乙が丙に通知した場合

⑧丙が定める支払期限までに電話料金等の請求書が甲に送付することが困難であると丙が判断した場合。

⑨回収代行期間内においてお支払いがない場合

⑩天災地変等不可抗力により本件請求書が発行されない場合

⑪乙が丙に虚偽の依頼をしたことが判明した場合

⑫乙、乙の役員もしくは乙の従業員(臨時雇用等を含む。)が公序良俗に違反したことが判明し、または法律、条例等に違反した容疑で逮捕もしくは起訴され、その結果乙の社会的信用が失墜したと丙が判断した場合

⑬乙が、料金回収代行に関する基本契約または個別契約の条項の一に違反した場合

⑭乙の提供する商品・サービス等の内容およびその販売方法等に関し、苦情、異議等が多発し、丙が回収代行を円滑に行えない場合

⑮乙がサービス料金以外の料金の回収依頼を丙に行った場合

⑯乙の提供する商品・サービス等の内容が公序良俗に違反するものまたは表面記載の商品・サービスの内容と異なるものと丙が認めた場合

⑰乙に支払いの停止または破産、民事再生、会社更生、会社整理もしくは特別清算の手続申立があった場合

⑱乙が手形交換所の取引停止処分を受けた場合

⑲乙がその資産について、差押または滞納処分を受けた場合

⑳丙が、乙が⑪乃至⑱の一に該当するおそれがあると判断して回収済サービス料金を乙に引渡すことを留保し、さらに留保した原因が解消されずに甲2に返還することとなった場合または丙がその責めによらない理由により回収済サービス料金を乙に引渡すことができず、甲2に返還する場合

11. 甲および乙は、丙が第10項により回収代行の取り止めを行う場合または料金回収代行に関する基本契約もしくは個別契約が解約となった場合、丙は取り止めの決定日において電話料金等併せて請求するための処理をしたものおよび既に回収代行を行っているものについては、民法654条に従ったものとして回収代行期間の満了した日を限度とする期間に引き続き回収代行を行うことがあることを異議なく承諾します。

12. 乙は第10項の規定により丙が回収代行を取り止めたことを甲1に対して通知します。ただし、甲1および乙は、丙が乙からの甲1への通知に加え、自己の判断により回収代行を取り止めたことを甲2に通知することがあることを異議なく承諾します。

13. 甲および乙は、サービス料金が支払われた場合には、原則として丙からサービス料金の返還はせず、丙が回収代行を取り止めた場合であっても、同様とすることを異議なく承諾します。ただし、上記第10項各号の一に該当し乙と丙の間の契約が解約された場合または甲2からの申し出の事由により丙が必要と認めた場合は、甲1および乙は、丙が申し出事由等の発生以降に支払われたサービス料金を返還することがあることおよび当該場合においては原則として電話料金等の振替口座に振り込むことにより返還することを異議なく承諾します。

14. 甲は、丙が行う回収代行において、サービス料金の受領の有無を、請求先電話番号等、利用者名、支払者名、サービス料金額、商品・サービス名等と併せて乙に通知することを承諾します。また、回収代行の取り止めを行った場合についても前記と同内容で乙に通知されることを異議なく承諾します。

15. 甲1は甲2に対して自らに対する丙からの通知の代理受領権を与え、第12項ただし書きにより丙からの通知があった場合には、甲2は甲1に通知することとします。また、甲2が甲1に通知しなかった場合でも、甲1は自分への通知があったものと認めることを異議なく承諾します。

16. 甲および乙は、丙が当該サービス料金の不払いを理由として、表面記載の請求先電話番号等に係る電話サービスまたは総合デジタル通信サービス、IP通信網サービス、音声利用IP通信網サービスの利用を停止しないことを異議なく承諾します。

17. 甲および乙は、甲1と乙の間の売買等契約に基づく債権債務について丙に一切帰属せず何らの責任を負わないことを異議なく承諾します

18. サービス料金は乙に対する甲1の債務であって、甲1と甲2が同一である場合または甲2が甲1のサービス料金支払いについての保証人である場合または甲2がサービス料金について債務引受をした場合を除き、乙は甲1以外の者にサービス料金を請求しないものとします。

19. 乙は、甲1に対しても、回収代行期間内は、丙の回収代行による以外には直接、間接を問わずサービス料金を請求しないものとします。

20. 甲は、表面に記載した内容に変更が生じた後も、引き続き回収代行を受けることを希望する場合には、直ちに乙に対し申込書を提出することを異議なく承諾します。

21. 甲は、丙が本契約の履行に関する業務の一部又は全部を丙の判断で第三者へ委託することについて異議なく承諾します。

22. 乙及び丙は本契約の履行で知り得た個人情報の一部又は全部については、適正な取り扱いを確保することとし、サービス料金の請求・回収等の目的以外に個人情報を利用しないものとします。